

船会社と連携した神戸港発着クルーズへの台湾向け誘客プロモーション業務 基本仕様書

1. 委託業務名

神戸港を発着するクルーズ船社（以下「船会社」）と連携した神戸港発着クルーズへの台湾向け誘客プロモーション業務（以下、「本業務」とする）

2. 本業務の目的

本市では、クルーズ客船がもたらす経済効果を狙い、特にその効果の高い発着クルーズの誘致を進めている。発着クルーズの誘致においては、国内外から安定的に集客できることが重要である。

令和7年4月からは神戸空港での国際チャーター便（台湾、韓国、ベトナム）の運航が開始されたこともあり、近年クルーズ市場が拡大している台湾をターゲットに、神戸港を発着するクルーズ客船への誘客を図っており、令和7年度は現地メディア等を招聘したFAMツアーやプレスリリース、新たに作成した広報動画の配信などによる現地での認知度の向上に取り組んだ。本年度も引き続き船会社との連携による現地でのプロモーションを行い、神戸港発着クルーズへの誘客に繋げていく。

【参考】基本情報

▼神戸港 クルーズ客船情報ページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a14075/kanko/leisure/harbor/passenger/schedule/index2020.html>

▼神戸空港 国際線就航の最新情報

<https://www.city.kobe.lg.jp/a11380/kurashi/access/airport/internationalization.html>

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 委託金額（上限）

金9,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

5. 本業務のメインターゲット及び基本条件

(1) 本業務のメインターゲット

- ・40～50代の台湾在住者
- ・何度か来日の経験がある訪日リピーター（新たな訪問先を探している）
- ・クルーズ乗船経験の有無は問わない
- ・1週間ほどの旅行が可能なラグジュアリー層（目安として、旅行予算は1週間で1人あたり50～150万円ほど）

(2) 本業務の基本条件

- ◆令和7年度に引き続き、「クルーズ」及び「神戸港」の認知度向上を図るとともに、神戸港からクルーズ客船に乗船することの魅力を発信し、実際のクルーズの販売促進に繋げること。
- ◆神戸港発着クルーズを行う船会社と共同でプロモーションを行い、神戸港及びクルーズ客船双方の魅力を発信すること。なお、船会社については本市が指定する。
- ◆以下の神戸港の特長を踏まえ、よりターゲットに訴求する広報戦略を提案すること。
 - ・神戸空港の国際化・クルーズターミナルと神戸空港の近さ
 - ・クルーズターミナルからの手荷物輸送サービス（手ぶら観光）
 - ・瀬戸内海クルーズの玄関口としての神戸港
 - ・ターミナルから市街地が近く、神戸のまち観光を楽しめる
 - ・神戸港からクルーズ客船に乗船できる
- ◆広報にあたっては、本市が作成している既存の広報素材を適宜活用すること。
 - ・神戸港発着クルーズの台湾向けPR動画（令和7年度事業で作成）
 - ・瀬戸内海クルーズPR動画（中国語/繁体字）
 - ・瀬戸内海クルーズ特集パンフレット「Cruise Traveller」（繁体字）
 - ・その他本市から提供する広報素材

6. 業務内容

(1) FAM ツアーの実施及び広報素材の作成

現地メディア等を招聘し神戸港の特長と各船会社の特性を一体的にアピールするFAM ツアー（※1）を行うとともに、そのメディア等による掲載記事等を使用し、台湾内のBtoC イベント（※2）及び旅行会社へのプロモーションに活用できる広報素材の作成を行うこと。作成した広報素材については、当該メディア等の使用許諾を得て紙媒体（500部）・データの両方で納品を行うこと。FAM ツアーに関して、クルーズ客船乗船費用を除くすべての経費（渡航費・国内移動費・宿泊費・食費・観光体験費・アテンド費等）は委託料に含めること。

※1 FAM ツアー

観光地等への誘致促進のため、キーマンを招請して現地を視察してもらうツアーのこと。本事業においては、神戸港発着クルーズと乗船前/下船後の神戸観光を組み合わせたツアーを想定。ツアーは船内泊を含み4～5泊の予定で、うち1泊2日は神戸市内観光を行うこと。ツアーは最大2回を想定。（船会社の都合上、2回実施できない場合は別途協議とする。）

※2 主なBtoC向けイベント

台湾国際旅行博（ITF） 2026年11月6日（金）～9日（月）

(2) 効果的な広報戦略の提案及び実施

5（2）に記載している本市の既存広報素材や6（1）で作成した広報素材も活用し、船会社及び船会社が指定する旅行会社を通じた神戸港発着クルーズの販売促進に繋が

るよう、効果的な広報戦略を策定し、本市及び船会社と協議しながら、オンライン・対面の両方での広報を実施すること。

(3) 効果検証

6(1)～(2)で実施した業務について、客観的かつ定量的な効果検証を行うこと。

(4) 実施報告書の作成

本業務の履行内容に関して、業務終了後速やかに報告書としてとりまとめること。報告書には、6(3)で実施した効果検証の結果や課題、次年度以降の活動に対する提言等も盛り込むこと。

※本市が指示する電子データで提供すること。データの所有権及び著作権は全て本市に帰属するものとする。

7. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者を置き、いずれかが中国語（繁体字）でのコミュニケーションが出来るようにすること。また、事業実施のために必要なネイティブのスタッフがいる体制もしくは事業実施にあたってネイティブチェックが行える体制とすること。

8. 成果品の提出

(1) 提出物及び提出期限

- ・ 6(1)で作成した広報素材【令和8年10月16日(金)】
- ・ 6(4)で作成した実施報告書【令和9年3月19日(金)】
- ・ その他、6(2)にて本市に納品する制作物を作成した場合は随時提出すること。

(2) 制作物に係る権利の帰属

- ①本業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- ②本業務の履行により制作された成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」とする）は、全て本市に帰属、もしくは譲渡する。
- ③受託者は、本市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、本市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- ④受託者は、本市の書面による事前の承諾なくして、成果物を目的外に利用し、また第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。委託期間終了後、又は本業務に係る委託契約が解除された後においても同様とする。
- ⑤本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ本市に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責

任は、全て受託者が負うこと。

⑥上記①から⑤の規定は、10の留意事項に定める第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任を負うこと。

⑦その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

9. 支払方法

一括支払

※8(1)に記載の全ての成果品の提出後、本市にて検査を行う。検査合格後、受託者から適法な請求書を受け付けた日から30日以内に支払う。

※経費の支払いは日本国通貨を基本とするが、その詳細は契約時に別途協議の上決定する

10. 留意事項

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、本市と十分に協議・連絡調整等を行うこと。
受託者による本業務の遂行に関して本市が行う要求は尊重しなければならない。
- (2) 本基本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合、受託者は速やかに本市と協議の上、対処すること。
- (3) 本基本仕様書は、本業務の基本事項について定めるものであり、明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、本市との協議を踏まえ、誠実に履行すること。
- (4) 本業務の実施過程で入手等し得た一切の資料や情報等は、契約解除後や本業務終了後も含め、本業務の目的以外に使用、第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。また、受託者は、そのための必要な措置を講じなければならない。
- (5) 本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。本業務終了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- (6) 本業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>
- (7) 受託者は、本業務に適用される全ての法令を遵守し、本業務の遂行に許認可等が必要となる場合は、自らの負担において取得等すること。なお、許認可等の取得に本市の協力が必要な場合、本市は適宜協力するものとする。
- (8) 本業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、事前に文書により本市と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託することができる。この場合において、受託者は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うとともに、当該第三者との間に発生する負担や責任の所在について自らの責任で必要な調整を行うこ

と。

- (9) 受託者は、本業務遂行中に不測の事故等が発生した場合は、直ちに本市に連絡するとともに、適切に対処しなければならない。なお、本業務の実施期間内に本業務の内容等の変更により、委託内容及び委託料の変更が必要となったと認められるときは、受託者は本市に対してその変更について協議を求めることができるものとする。

11. 提出・問い合わせ先

神戸市港湾局振興課（客船誘致担当）木林、伊庭

住所：〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目1-1

TEL: 078-595-6289 FAX: 078-595-6284

Eメール：cruise_kobeport@city.kobe.lg.jp